

# こちら特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

## 「算定方法ゆがめられている」

福島原発事故の除染土などを最長三十年間保管する中間貯蔵施設の用地をめくり、地権者の一人が先月、国が土地を借りる場合の補償金の算定方法が不適切だと東京簡裁に調停を申し立てた。この地権者は「国は売買の方が有利になるよう算定方法をゆがめている。貯蔵施設の最終処分場化が視野にあるのでは」と不信感を募らす。

(片山夏子)

中間貯蔵施設は福島県双葉町と大熊町にまたがってつくられ、昨年十月に本格稼働した。予定地は約千六百畝だが、地権者と契約した土地は今年二月末現在、八百四十四畝にとどまる。

環境省福島地方環境事務所によると、国は売買を基本として、二千三百六十人の地権者と交渉。二月末までに千二百八十人と売買契約を結んだ。ただ、売却に難色を示す地権者もあり、その場合は地権者の所有権を残し、国が二〇四五年まで地上権を設定し、土地価格の七割を一括で補償金として支払う形態を採用

した。この形で百人の地権者が契約した。先月六日に調停を申し立てたのは、地権者の有志団体「三十年中間貯蔵施設地権者会」事務局長で、大熊町の中間貯蔵施設予定地に土地を持つ門馬好春さん(六〇)。門馬さんはまた国と未契約だが「貯蔵施設は三十年で終了すると約束した公共事業。その趣旨に沿えば売買ではなく、そもそも賃貸借で行うべき案件だ」と指摘する。

ところで、国はなぜ賃貸借ではなく、地上権設定という方法を選んだのか。原発訴訟に関わる只野靖

### 福島の中間貯蔵施設 地権者が調停申し立て



弁護士は「地上権は所有権に準じる権利で、賃借権よりも強い」と説明する。例えば、地上権は所有者である地権者の承諾なしに第三者に権利を譲渡することができない。「所有者が返してほしいと言っても、なかなか認められないケースがある。地権者の権利がかなり制限されるため、長期かつ安定的に土地を使いたい場合、地上権を設定することが多い」と解説する。

門馬さんは公共事業で国に土地を提供する場合の損

除染で生じた汚染土などの保管のため、昨年10月、本格稼働した中間貯蔵施設(手前)。奥は東京電力福島第一原発=昨年10月、福島県大熊町で

失補償基準に沿えば、「土地価格の5〜6%の地代を毎年払うことが原則。それなのに土地価格の七割を一括で支払うことで、補償額が本来支払われるべき額より低く算定されている。結局、売買の方が有利になるように算定方法をゆがめている」と主張する。

これに対し、福島地方環境事務所担当者は「三十年という長期間、地上権を設定する公共事業は他に例がない。地代で払うと土地価格を超えてしまうので、不動産鑑定士に妥当な設定割合を聞き、七割の一括払いにした」と説明する。

只野弁護士は「国の本音は地上権ではなく、土地を

### 「最終処分場化 視野にあるのか」

買い取りたいのだから。そうすれば将来的に中間貯蔵施設を最終処分場にしやすい。ただ原発事故の責任を国も問われる中で、土地収用法上の強制的な買収はできない。苦肉の策として、地上権を設定したというところだろう」とみる。

只野弁護士は、三十年後に最終処分場に転換する可能性は現実にはありうると話す。「中間貯蔵はこの国特有の先延ばし体質の表れであり、責任回避だ。実際、最終処分場も決まっていないうし、土地を返すにも現状回復ができるのかなどいろいろな問題が残る」

大熊町に土地を持ち、同県郡山市に避難する地権者男性(六〇)は、大半の地権者が譲渡する中、売却か地上権設定か、迷っているという。「先祖から引き継いだ土地を残したいと思ってるが将来、最終処分場にされるのが怖い。(地上権を選んだ場合)国は返すとは言いが、本当はどうなるのか。理不尽で不条理なことばかりだ」

LINE追跡